

医療機関等用 新規ユーザ登録申請Q & A (1.4版)

問 (1)	全国統一システムに移行する目的、メリットは何か。
-------	--------------------------

(回答)

- 医療機能情報公表システムは、現状、都道府県がそれぞれ開発したシステムによって運営されていますので、都道府県内の検索や集計しか行うことができません。
- 全国統一システムにより、住民の方が**都道府県をまたいだ検索が可能**となり、また、行政としては、**全国的な集計が可能**となり、医療政策の立案等に活かすことが可能となります。
- 医療機関としても、今後、厚生労働省が推進している医療機関等情報支援システム（G—M I S）による**報告システムの統一化、一元化により報告に係る負担軽減**が期待されています。なお、医療機能の情報提供については、**医療法第6条の3により、医療機関の管理者に義務付けられております**ので、全国統一システムへの移行のご協力をよろしくお願いいたします。

問 (2)	既に医療機関等情報支援システム（G—M I S）を利用している場合（アカウントを保有している）も、このユーザ登録は必要か。 また以前、外来対応医療機関への医療機関等情報支援システム（G—M I S）のID発行の手続きを行ったが、今回のユーザ登録も必要か。
-------	--

(回答)

- 医療機関等情報支援システム（G—M I S）は、厚生労働省が構築した医療機関向け調査の共通プラットフォームであり、様々な機能、目的を有しています。
- このユーザ登録は、「**医療機能情報公表システム**」を利用するためのユーザ登録であり、**既にG—M I Sアカウント（ID等）を保有している場合も含め全医療機関が対象（新規ユーザ登録が必要）**となります。
よって、**外来対応医療機関への医療機関等情報支援システム（G—M I S）のID付与の手続きをされた医療機関についても、新規ユーザ登録が必要**となります。
- ユーザ登録申請後、厚生労働省で名寄せを行い、既にアカウントを保有している医療機関は情報を紐づけしますので、2重に登録されることはありません。
- また、医療法人として決算報告用のG—M I Sアカウントをお持ちの場合でも、今回の申請は医療機関としての機能報告用のアカウントですので、別途申請が必要となります。

問 (3)	既に外来対応医療機関としてG—M I Sを普段から使用している。しかし、医療機能情報提供制度についての新規ユーザ登録をしたか分からない。何か判別する方法はあるか。
-------	---

(回答)

- 既にG—M I Sを使用している場合、医療機能情報提供制度についての新規ユーザ登録が完了すると、G—M I Sトップ画面のパネル型ボタンの一つに、「**医療機能情報提供制度**」のボタンが追加されますので、ここから判別することができます。
- ※ 定期報告機能が解放されるまでは、ボタンを押しても正しく表示されません。

問（４）	「メールアドレスがない場合、G—M I Sは利用できない」とあるが、どうすればよいか。
------	---

（回答）

- インターネット環境がある場合は、可能な限り、フリーアドレス（Gmail等）を取得いただいたうえで、ユーザ登録をお願いいたします。
- **インターネット環境がない場合**は、現在の「あいち医療情報ネット」においても、紙ベースでの報告等を行っていただいておりますので、引き続き、紙ベースでの報告等をお願いいたします。
- **令和6年1月以降に所管の保健所に申し出ていただければ、様式をお渡しします**ので、紙での報告をお願いします。

問（５）	機関コードとは何か。また、機関コードがわからない場合、どうすればよいか。
------	--------------------------------------

（回答）

- あいち医療情報ネットのログイン時に入力いただいていた「機関コード」です。
- この欄は、**空欄で差し支えありません**。

問（６）	（自由診療のみの診療所、企業内診療所、介護施設医務室等） 保険診療を行っていないため、保険機関コードが分からない場合、どうすればよいか。
------	---

（回答）

- 「**機関判別区分**」の項目で、「**2：保険機関コードもしくは助産所コードを持っていない**」を選択してください。保険機関コードが入力不要となります。

問（７）	新規開設し、開設届を提出したところであり、保険機関コードが発行されていない。保険機関コードの入力について、どのようにすればよいか。
------	---

（回答）

- 基本的には、保険機関コードを取得するまで待つていただくようお願いします。また、「保険機関コードを持ってない」として申請した場合でも、アカウント作成の際に、厚生労働省のデータベースにより自動で修正されます。

問（８）	保険機関コードを10桁で入力とあるが、レセプトによる診療報酬請求の際は、7桁である。どうすればよいか。
------	---

（回答）

- 7桁の番号の前に、医科の場合は「231」、歯科の場合は「233」を追加し、10桁で入力してください。 （例：医科「2317654321」）
 なお、「23」は愛知県の都道府県番号です。 7桁の番号

問 (9)	令和6年4月から全国統一システムに移行とあるが、令和5年度定期報告は、「全国統一システム」か現行の「あいち医療情報ネット」か、どちらで行うのか。
-------	--

(回答)

- 全国統一システムにおいて、検索が可能となるのは、令和6年4月からですが、令和6年1月からの令和5年度定期報告は「あいち医療情報ネット」ではなく、「全国統一システム」で行います。

問 (10)	現在診療所が休止中であるが、アカウント申請を行う必要はあるか。
--------	---------------------------------

(回答)

- 令和6年4月以降も医療機関として存続する場合は、登録申請をしてください。
- 休止届が出ていれば、登録としても「活動区分」を「休止」とすることができます。

問 (11)	もうすぐ閉院・閉店予定であるが、アカウント申請を行う必要はあるか。
--------	-----------------------------------

(回答)

- 令和6年3月31日以前に廃止する場合は、登録不要です。
既に登録してID発行されている場合は、愛知県医務課までご連絡ください。
- **令和6年4月以降に廃止する場合は、一度登録申請をしてください。**定期報告等をして公開した後に、廃止登録することとなります。

問 (12)	(企業内診療所、介護施設医務室等) 一般外来を行わないのに、住所・電話番号等の情報を一般公開すると、悪用されないか不安だ。登録しなければならないのか。
--------	---

(回答)

- ご指摘の医療機関について、医療法第6条の3に係る除外規定はないため、**登録していただく必要があります。**
- ただし、定期報告等において、「外来区分」を選択することができます。ここで、「**その他一般外来を行わない**」を設定した機関は、**全国統一システムの住民・患者向け機能には表示されず、検索結果として表示されることはありません。**
- なお、往診専門医師、出張専門助産師等の場合、これを規定する医療法第5条における、それぞれを診療所又は助産所としてみなす対象に、医療法第6条の3が含まれていないため、登録を要しません。

問 (13)	特別養護老人ホームだが、そもそも登録が必要か。
--------	-------------------------

(回答)

- 医務室を設置しており、それを診療所として保健所に登録している場合は、診療所である以上登録が必要です。